

令和7年度 福祉の職場見学・体験事業 実施要項

1 目的

実際の福祉現場での業務を知ることにより、福祉の仕事に対する新たな気づきを得る機会を提供し、就労への意欲を喚起することを目的とする。

2 主催

茨城県、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

3 対象者

- (1) 福祉の仕事に関心がある小学5年生以上の方
(小学生は保護者同伴とし、中学生・高校生は保護者の同意を得るものとする。)
- (2) 茨城県内の社会福祉施設・事業所等に就職を希望している方

4 実施期間

職場見学・体験の受付期間は、令和7年5月21日から令和8年3月27日までとする。

職場見学・体験の実施期間は、令和7年5月21日から令和8年3月31日までとする。

5 実施施設

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の茨城県福祉人材センター（以下、「センター」という。）に事業所登録がある高齢・障害・保育・児童分野の事業所及び職場見学・体験の受入れを希望する社会福祉施設・事業所等（以下「実施施設」という。）

6 実施内容

- (1) 見学コース
 - ア オリエンテーション（施設概要や役割、仕事内容、やりがいについて等）
 - イ 見学
 - ウ 施設職員との懇談
- (2) 体験コース
 - ア オリエンテーション（施設概要、利用者の方との接し方、施設内のルール、1日の流れ施設見学、注意事項の確認等）
 - イ 体験（利用者との交流等）
 - ウ 振り返り、施設職員との懇談

※実施施設は、体験内容を検討する際、申込者の希望を考慮すること。

7 見学・体験日数・時間・人数

- (1) 見学コース 概ね2時間程度
- (2) 体験コース 概ね4～6時間程度
10日以内であれば、複数の事業所での見学・体験を可能とする。
ただし、夜勤・宿直は行わないものとする。
- (3) 職場見学・体験を希望する者（以下、「申込者」という。）の受入人数は、予算の範囲内とする。

8 申込者参加費用等

- (1) 申込者の参加費用は無料とする。ただし、次にかかる経費については申込者の負担とする。
 - ア 申込者の食費や被服費など
 - イ 細菌検査（検便）や健康診断等を求められた場合には、その際に発生する費用
 - ウ 実施施設への往復交通費

(2) 申込者の職場見学・体験にかかる賃金は無給とする。

9 申込者の手続き方法

(1) 申込者は、希望内容等を申込みフォームにより本会に申し込む。

(2) 見学・体験希望者が中学生又は高校生で、学校単位での申込みを行う際には、学校取りまとめ用申込書（様式第1号）を本会あてにメールで提出する。併せて、保護者同意フォームにより保護者の同意を得るものとする。

(3) 本会は、申込者と実施施設との日程調整を行い、調整後、調整後、決定通知（様式第2号）により通知する。

なお、申込者自身が実施施設と日程調整を行うことも可能とする。

10 実施施設の受入手続き方法

(1) 実施施設は、事前に受入内容確認書により本会に申し込む。

(2) 本会は、申込者からの申込みに基づき、実施施設と日程調整を行う。ただし、申込者と実施施設との間で直接日程調整することを妨げない。

(3) 本会は、申込者と実施施設との調整を行い、調整後、決定通知（様式第3号）及び申込者一覧（様式第4号）により実施施設に通知する。

(4) 実施施設は、見学・体験終了後速やかに実施結果報告書兼請求書（様式第5号）及び申込者一覧（様式第4号）により本会に報告する。

(5) 本会は、実施結果報告書の内容を確認のうえ、実施施設の受入に要した経費として、職場見学・体験受入れ1人につき1日あたり1,500円を実施施設に支払う。

なお、経費の支払いは、原則、四半期毎とする。

11 ボランティア行事用保険への加入について (体験コースのみ)

事業実施にあたって生じた申込者の傷害や事故については、株式会社福祉保険サービス（全国社会福祉協議会）が取り扱う「ボランティア行事用保険」の範囲で補償する。

なお、ボランティア行事用保険は本会が加入することとし、申込者に費用負担は求めない。

[ボランティア行事用保険案内]

https://www.fukushihoken.co.jp/fukushi/files/council/pdf/2025/volunteer_events_pamphlet.pdf

12 その他

見学・体験実施前は、申込者自身で体調管理に十分注意すること。なお本会又は実施施設の判断により、延期・中止となる場合がある。

13 個人情報

(1) 本事業において取得した個人情報は、本事業の運営及びセンターが実施する事業のみに利用することとし、「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会個人情報保護規程」に基づき適正に管理する。

(2) 申込者が実施施設において知り得た利用者等に関する情報については、体験中はもとより、体験後においても決して他に漏らしてはならない。

14 申込先・問合せ先

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 茨城県福祉人材センター

〒310-8586 水戸市千波町1918 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館2階

TEL 029-244-3727

Mail ibr-kyujin@ibk-coolsys.jp

ホームページ <https://jinzai.ibaraki-welfare.or.jp/>